

## 主要農作物種子法廃止に伴い、公共品種を守る新たな法整備と施策を求める意見書

主要農作物種子法は、昭和27年、二度と国民を飢えさせないため、日本人の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律である。以来、各都道府県の各地域の風土に合った品種が開発され、現在米の種子は100%自給している。この主要農作物種子法が2018年3月末日をもって廃止された。

政府は主要農作物種子法が廃止されても種苗法で捕えるとしているが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律である。主要農作物種子法という根拠法がなくなれば、義務付けられなくなった都道府県は、予算措置ができず、いずれ放棄してしまうことが心配である。種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることになる。

また農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進している。民間事業者に今まで国が行ってきた役割を託すためと考えられるが、これは、日本人が先祖から受け継いできた種子や、今まで国民の税金で維持管理してきた品種の情報を、民間企業に提供することになる。すると、この情報を元に開発された品種の知的所有権は、種苗法により民間企業のものとして、25年間守られ、農家はその間自家採取できない。種子の公共性が著しく失われることになる。

規制緩和は民間の活力が投入されて良い点は多々あるが、こと基幹作物の種子に関しては、市民の食料主権を守るという観点から、官の役割が必要である。

種子法廃止は農業・農家のみならず、一般消費者にとっても、奨励品種に指定された良好かつ安全な種子を栽培して作られた食物を購入できなくなる。また、種子価格の高騰が食物の価格高騰につながるなどが懸念されるなど重大問題である。

種子法廃止にあたり参議院では附帯決議として「都道府県での財源確保」「種子の国外流出禁止」「種子独占の弊害の防止」などを求めた。

よって、政府および国会におかれては、主要農作物種子法に伴い、市民の食料主権と食の安全を守るため、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と施策を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月28日

撰 津 市 議 会